

提言 ねたきり老人及び重度障害者介護者の待遇改善について

提言の背景・趣旨

西川町（以下「町」という。）では、昭和 63 年 10 月に西川町ねたきり老人及び重度障害者介護者激励金支給条例を制定し、ねたきり老人及び重度障害の方並びに介護している方の福祉の増進を図るために在宅のねたきり老人又は重度障害の方を介護している方に介護者激励金（以下「激励金」という。）を支給している。

昭和 63 年 10 月当初は、介護期間が 3 年に達した方に 3 万円、5 年に達した方には 5 万円、7 年に達した方には 7 万円、10 年に達した方には 10 万円の激励金を支給した。平成 3 年 6 月からは介護期間が 10 年を超えた方には毎年 5 万円を支給することを加えた。

その後、高齢化及び介護などのリスクに備え社会全体で支え合う社会保険として平成 12 年に介護保険制度が発足したことなどを受けて、町では、平成 17 年 4 月から激励金の支給対象者及び額を改正し、居宅において 1 年以上介護している方に年額 1 万円を支給することとした。さらに平成 25 年 9 月には介護期間を撤廃し 10 月 1 日現在で介護している方に年額 1 万円を支給することとし、現在に至っている。

現在は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める要介護 4 又は要介護 5 に認定されているねたきり老人の方、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）に定める身体障害者程度等級表 1 級若しくは 2 級の身体障害者手帳又は療育手帳制度の実施について（昭和 48 年児発第 725 号）に定める A 判定若しくは精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成 7 年健医発第 1132 号）に定める 1 級のいずれかが所持している満 20 歳以上の重度障害の方、それぞれを 10 月 1 日現在で居宅において介護している方に年額 1 万円の激励金を支給しており、平成 27 年度は 36 人に支給した。

激励金支給のほかに町では、平成 18 年度から介護保険における特別給付を独自に実施している。給付の内容は、見守り及び家事援助ヘルパー派遣、介護用品（紙おむつ）の支給、在宅へ移行のための支援、お出かけ支援助成となっているが、在宅のねたきり老人及び重度障害の方の利用は 30 パーセント程度に止まっている。また、要介護 2 以上に認定されている在宅のねたきり老人の方等を介護している方の意見交換や交流を図るために社会福祉法人西川町社会福祉協議会に委託し年 2 回の家族介護者交流激励会を開催し、参加できない方には 5,000 円の商品券を配っている。しかし、平成 27 年度は参加者が 32 人、89 人に商品券を配っており、家族介護者交流の開催目的を達成しているとは言い難い。

我が国では、一般的に家族の方が親を介護していたが、介護保険制度の導入から 16 年が経過した今日、社会的に介護するという考え方に変わりつつある。しかし、介護保険制度には予想以上の急激な高齢化の進展などにより介護需要に対応しきれない大きな課題がある。また、高齢化率が 40 パーセントを超えた本町においても、町外の認知症グループホームなどの利用が困難になり、四半世紀にわたり町唯一の介護保険施設としての機能を果たしてきたケアハイツ西川のみでは限界の状況となり、平成 28 年 7 月にサービス付き高齢者向け住宅及び小規模多機能型居宅介護事業所が供用開始した。

ねたきり老人及び重度障害の方を居宅で介護している方には、介護保険施設への入所が困難という事情のほかに多種多様な事情や考えがあると思料される。近隣市町と比較して介護保険の特別給付の内容は充実しているものの低額な激励金となっている。老々介護が社会問題となっているが、本町も老々介護が実態である。居宅で介護している方にとって精神的な支えとなるよう激励金の増額、相談しやすい窓口体制の整備、町職員及びケアマネージャー等の巡回家庭訪問の強化は喫緊の課題である。

提言内容

年額 6 万円の激励金の支給（半年ごと）を

介護老人福祉施設における要介護 4 及び要介護 5 の 1 人当たりの費用額は、平成 27 年度実績で月額約 25～30 万円となっている。ねたきり老人及び重度障害の方を居宅で介護している方の精神的な支えとなるよう近隣市町と比較して低額となっている激励金について、年額 6 万円を支給すること。また、支給に際しては、介護状態の変化等を考慮し半年ごとに支給すること。

相談しやすい窓口体制の整備、巡回家庭訪問の強化を

ねたきり老人及び重度障害の方の介護保険の特別給付の利用を促進するために、介護している方が相談しやすい窓口体制の整備並びに町職員及びケアマネージャー等の巡回家庭訪問を強化すること。

家族介護者交流激励会の開催内容の検討を

ねたきり老人の方等を居宅で介護している方の多数が家族介護者交流激励会に参加し、意見交換や交流ができるように開催内容を検討すること。